球磨村買取型小規模改良住宅整備事業

（神瀬（こうのせ）地区）

事業者募集要領

令和５年１月

球磨村

【 目 次 】

第１　事業の概要・・・・・・・・１
　１　事業の目的
　２　事業の名称
　３　事業の内容
　４　事業の流れ
　５　選定事業者の業務
　６　費用の負担
　７　事業のスケジュール

第２　募集の内容・・・・・・・・４
　１　対象地区
　２　地区の整備方針
　３　敷地の基本条件
　４　設計条件
　５　留意事項
　６　要求性能水準等
　７　住宅等の建設費
　８　提出書類

第３　提案内容・・・・・・・・・８
　１　提案の範囲
　２　提案の項目

第４　応募者の要件・・・・・・・９
　１　共通事項
　２　参加資格要件

第５　応募の手続・・・・・・・・・１１
　１　公募の方法
　２　質問の受付
　３　応募の方法
　４　選定事業者の決定

第６　その他・・・・・・・・・・・１５
　１　基本協定、売買契約に関する事項
　２　リスク分担に関する事項
　３　関係法令等
　４　その他必要な事項
　５　村の担当窓口

別表１　調査等業務の内容・・・・・１８
別表２　事業者の提案額等・・・・・１９
別表３　応募書類リスト・・・・・・２０
別表４　主要リスク分担表・・・・・２１

別図１　案内図(広域)・・・・・・・２３
別図２　公図の写し・・・・・・・・２４
別図３　敷地図・・・・・・・・・・２５
別図４　洪水浸水想定区域図・・・・２９

球磨村買取型小規模改良住宅整備事業（神瀬（こうのせ）地区）

事業者募集要領

第１　事業の概要

１　事業の目的

球磨村（以下「村」という。）では、令和２年７月豪雨により住宅を失った被災者の居住の安定を確保するために、小規模住宅地区等改良事業による小規模改良住宅の整備を進めている。

この事業は、民間事業者が、小規模改良住宅として整備する木造（構造耐力上主要な部分である壁、柱、小屋組、床版、屋根版、土台及び横架材の全部に木材を利用することをいう。以下同じ。）住宅等を村が買い取ることにより、小規模改良住宅の整備を迅速かつ円滑に推進することを目的としている。

小規模住宅地区等改良事業とは、生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のため、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を行う事業をいう。

小規模改良住宅とは、小規模住宅地区等改良事業により、整備される住宅及びその附帯施設をいう。

なお、本要領で使用する用語の定義は、別に定める「球磨村買取型小規模改良住宅整備事業実施要項(以下「実施要項」という。)」の規定による。

２　事業の名称

球磨村買取型小規模改良住宅整備事業（神瀬地区）

３　事業の内容

本事業は、事業者が整備した住宅等を、村が小規模改良住宅として買い取るものである。なお、実施要項、本要領及び提出書類説明書に記載がない事項は、事業者からの質問への回答によるものとする。

４　事業の流れ

（１）村は、住宅等の整備に係る提案を公募し、事業者を選定する。

（２）村は、選定事業者との間で、本事業を実施するための基本協定を締結する。

（３）選定事業者は、基本協定に基づき住宅等の設計を行い、設計が完了した後、設計確認を受ける。

（４）村は、選定事業者との間で、工事の着手前に住宅等の売買契約を締結する。選定事業者は、売買契約に基づき住宅等を整備する。

（５）村は、売買代金を変更する必要が生じたときは、選定事業者との間で変更契約を締結する。

（６）村は、工事が完了した後、買取検査を行い、当該住宅等の引渡しを受ける。

5　選定事業者の業務

本事業において、選定事業者が行う業務は次のとおりとする。

（1）調査

① 地質調査（「別表１－調査等業務の内容」による。）

② 近隣及び電気、電話、上下水道等に関する必要な調査等

（2）設計・工事監理

① 住宅等の基本設計及び実施設計

② 住宅等の工事監理（工事監理書類作成・品質管理等）

③ 各種申請手続（「第６その他３関係法令等」に基づく必要な手続）

（3）工事

① 住宅等の新築

② 各種申請手続（「第６その他３関係法令等」に基づく必要な手続）

③ 室内空気中の化学物質濃度の測定（「別表１－調査等業務の内容」による。）

④ 安全確保等の近隣対策（公衆災害の防止に係る安全対策、近隣挨拶や作業後の清掃等、工事現場において一般的に実施する対策）

⑤ その他土地の状況に応じた住宅等の敷地の整備に必要な業務

（4）宅地建物取引

① 住宅等の売買・引渡しに関する業務

（5）その他

① 補助金申請等のための資料の作成

② 実施要項第１４条第２項に基づく、事業内容の調整等への対応

③ その他、本事業において必要となる業務

6　費用の負担

選定事業者は、住宅等を引き渡すまでの事業実施に要する全ての費用を負担する。

7　事業のスケジュール

本事業の実施期間は、基本協定締結日から選定事業者が村に住宅等を引き渡すまでの期間とし、事業スケジュールは以下に示すとおりとする。

なお、基本協定締結後の住宅等の引渡しスケジュールは各選定事業者の提案に基づき決定するが、本事業における村への最終的な引渡し期限は、令和６年３月下旬とする。

事業者募集要領等の公表・配布	令和５年１月６日（金）～ 令和５年１月３１日（火）
事業説明会申込み受付 事業説明会の開催	令和５年１月１２日（木）～ 令和５年１月１８日（水） 令和５年１月１９日（木）
参加表明に関する質問書の受付	令和５年１月１２日（木）～ 令和５年１月３１日（火）
参加表明に関する質問への回答・公表	令和５年２月３日（金）

参加表明書の提出 参加表明書に関する事前相談期間	令和５年１月１２日（木）～ 令和５年２月６日（月）
〈第１回目〉 事業者募集要領等に関する質問書の受付	令和５年１月１２日（木）～ 令和５年１月３１日（火）
〈第１回目〉 事業者募集要領等に関する質問への回答・公表	令和５年２月３日（金）
参加表明資格審査結果公表及び通知	令和５年２月１０日（金）
〈第２回目〉 事業者募集要領等に関する質問書の受付	令和５年２月１４日（火）～ 令和５年２月２１日（火）
〈第２回目〉 事業者募集要領等に関する質問への回答・公表	令和５年２月２４日（金）
提案書の提出 提案書提出に関する事前相談期間	令和５年３月６日（月）～ 令和５年３月１３日（月）
応募者からの提案説明及び質疑応答	令和５年３月中旬（予定）
選定事業者の決定	令和５年３月３１日（金）（予定）
基本協定締結	令和５年４月上旬
設計確認（住宅性能評価）	令和５年７月上旬
売買契約	令和５年７月下旬
建設工期（事業者の完成検査完了の日まで）	令和５年８月下旬～ 令和６年３月２２日（金）
買取検査	令和６年３月下旬
住宅等の引渡し	令和６年３月下旬 （本事業における最終引渡期限）

※上旬とは月の１日～１０日、中旬とは月の１１日～２０日、下旬とは２１日～月の最終日。
事前相談とは、様式における記載内容、記入方法、添付書類に関する事に限る。
質問については、質問書にて受付期間内に提出すること。

８　提出書類

（１）基本協定締結時

設計図書	科目別設計内訳書、完成予想図（パース図）

（２）売買契約時

設計図書	設計図面
	細目別設計内訳書（数量根拠が分かる資料を含む。）
	構造計算書（構造計算を行った場合に限る。）
その他成果品	各種測量成果品
	地質調査結果報告書
	設計標準適合チェックリスト
	補助金申請用の仕分け図面、内訳書

法定手続書類	宅地建物取引業に関する重要事項説明書
	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）に基づく設計住宅性能評価書の写し
その他	村が必要と認めるもの

（３）買取検査時

完成図書	完成図面
	完成写真（隠ぺい部分、施工状況等を含む。）
法定手続書類	住宅の品質確保の促進等に関する法律による設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価に関する申請書、評価書
	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成１９年法律第６６号）による住宅瑕疵担保保険付保証証明書
出荷証明書	木材、畳表に関する出荷証明書
保証書	浴槽、洗濯機パン、屋根、防水保証等
保全に関する資料	建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、主要な材料・機器一覧表等
その他	売買契約時の提出書類から変更が生じたもの
	村が必要と認めるもの

第２　募集の内容

１　対象地区

（１）対象地区

神瀬地区　球磨村大字神瀬甲１１６７－１　他（別図１～３を参照のこと）

洪水浸水想定区域内であり、災害に対する配慮が必要な地区である。

（２）周辺環境

神瀬地区　現状敷地の地目は宅地、原野、雑種地、田、畑、用悪水路であり、北側の道路は村道である。

また、敷地は球磨川から２５０ｍ程度、川内川から１０ｍ程度に位置している。

２　地区の整備方針

本地区は、以下に掲げる熊本県災害公営住宅等整備基本理念第４に沿って整備するものとする。

（１）「あんしん」のある住宅

災害時における入居者の安全が確保され、地域の防災機能に配慮した住宅

（２）「あたたかさ」のある住宅

住宅の木質化を図り、ユニバーサルデザインに配慮した住宅

（３）「ふれあい」のある住宅

多様な世帯の入居や交流に配慮し、居住者間や地域住民とのコミュニケーションを図りやすい住宅

3　敷地の基本条件

（1）基本事項

小規模改良住宅用地整備面積：約２，７５０㎡

別図３敷地図の条件を満たすこと。

敷地ＣＡＤデータが必要な場合は、本要領第６に記載する村の担当窓口へ連絡すること。

ただし、行政業務支援システム（ストレージサービス）での提供を基本とする。

別工事にて基盤整備及び避難路整備が予定されている。

（2）道路

東側用地の北側は、村道に接している。また、西側用地は北側村道から避難地へ通じる村道として別工事にて整備される避難路（別図３参照）に接している。

避難路の計画高さや施工時期などを確認し本事業に支障無き様、調整すること。

なお、公図上において小規模改良住宅用地内の用悪水路は、村が用途廃止の手続きを行う。

（3）地域地区

①　都市計画区域外

②　洪水浸水想定区域内（別図４参照）

③　その他：簡易水道区域内、公共下水道区域外

4　設計条件

（1）基本事項

戸建て住宅の整備に当たっては、以下の方針を原則とする。

①　屋根

形状は切妻又は寄棟の勾配瓦葺き屋根とし、屋根色は暗灰色や黒、暗穏色などの明るさや鮮やかさを抑えたトーンを原則とする。また、３ＫＷの太陽光パネルが取付け設置可能な屋根（電気設備配管を含む）を本事業において整備すること。

②　外壁

外壁色は、中穏色、暗穏色、暗清色（木材などの素材色）などの明るさや鮮やかさを抑えたトーンを原則とし、敷地周囲の景観と調和させること。

※ 上記、各種カラートーンについては、「くまもとカラーガイド　色彩景観ガイドライン（熊本県）（URL http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/103/1299.html）熊本らしい色彩景観をつくるために」を参照のこと。

（2）住戸タイプ

①　Ａタイプ（３戸）　木造平屋　戸当たり延べ面積＝６０～６５㎡（２ＬＤＫ）

②　Ｂタイプ（４戸）　木造平屋　戸当たり延べ面積＝７０～７５㎡（３ＬＤＫ）

原則、タイプ別に同一平面プラン（反転を含む。）とすること。

計画する居室のうち、１部屋は和室とすること。また、１部屋は南向きとすること。

③　各住戸には、外部から使用可能な物置（間口１．８ｍ×奥行０．９ｍ以上）を整備すること。

④　住戸間のプライバシーに配慮した、開口部の位置や仕様等の対策を講じること。

（3）外構・附帯施設等

① 各住戸の敷地内に２台分の駐車スペース（1 台２．５ｍ×５．０ｍ以上）を確保すること。

② 各住戸の敷地内に独立した外部水栓を設けること。

③ 各住戸の敷地内に浄化槽を設けること。浄化槽排水の放流先は共用通路側溝などとすること。

④ 小規模改良住宅用地内にゴミ置き場を適宜計画すること。

⑤ 小規模改良住宅用地の雨水排水用浸透桝を共用通路に設けること。

⑥ 住戸敷地の地盤高さは、６１．７ｍを基準として敷地整備を計画すること。
周辺との高低差は、法面での処理を基本とすること。

⑦ 東側用地の各住戸敷地面積は、同程度となるように計画すること。また、設定敷地境界には、地先境界ブロックや境界杭など設置し、明確にすること。

（4）その他、共用通路など

別工事にて整備される避難路（別図３参照）に接続する共用通路を設けること。共用通路は幅員５．０ｍ、両側隅切り（角地の隅角をはさむ辺の長さ２ｍ以上の二等辺三角形）、両側側溝（３００ｍｍ×３００ｍｍ）、アスファルト舗装（表層５０ｍｍ、路盤１００ｍｍ）とし、共用通路を照らすソーラーパネル付き街路灯（蓄電機能のあるもの）を共用通路外の敷地に２基設けること。

5　留意事項

（1）計画する小規模改良住宅は、「熊本県災害公営住宅等整備基本理念」及び「熊本県災害公営住宅等整備指針」に基づき設計すること。
（URL http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/117/2416.html）

（2）ユニバーサルデザインを前提とした設計とすること。
（参考）ユニバーサルデザイン建築ガイドライン（熊本県）
（URL http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/4282.html）

（3）木材、畳表その他すべての使用材料については、県産資材の採用に努めること。なお、県産資材とは、県内で生産、産出又は製造されたものをいう。

（4）可能な範囲で内外装の木質化を積極的に行うこと。

（5）使用材料は県内で一般流通しているものを基本とすること。

（6）メンテナンスのしやすさや耐久性、環境負荷低減（省エネ、省資源等）に配慮した計画とすること。

（7）計画する住宅等は、周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つこと。

6　要求性能水準等

村が住宅等に求める要求性能水準等は以下による。

（1）基本事項

① 各住戸の居室は、十分な日照が確保されること。
（冬至日で４時間以上の日照を確保することを原則とする。）

② 屋根及び外壁は、雨水の浸入を防止し、構造方法に応じた防水措置を施すこと。（１０年以上の保証又は当該保証と同等以上の性能を有すること。）

（２）住宅性能等級

① 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく性能表示を行うものとし、球磨村災害公営住宅等設計標準３．２災害公営住宅等の性能別表１に示す性能を確保すること。

② 指定住宅性能評価機関が交付する設計及び建設に関する住宅性能評価書を取得すること。

また、外皮平均熱貫流率（U_A値）は０．６以下、基準一次エネルギー消費量を２０％以上削減の性能を確保すること。

③ その他の性能については、球磨村災害公営住宅等設計標準（令和３年１０月）によること。

（３）耐久性向上

住宅性能等級１によるほか、木造住宅の耐久性向上に係る次の基準に、適合すること。

① すみ柱の小径は１２ｃｍ角以上とすること。構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部に枠組壁構造を用いる住宅にあっては、枠組壁工法を用いる外壁の下地材料は、厚さ９ｍｍ以上の構造用合板であること。

② 床下及び小屋裏は、点検が容易に行えるよう点検口及び点検スペースを設けること。

（４）外構

雨水排水用浸透桝の設置については、熊本県　開発許可申請に伴う調整池設置基準（案）に準拠した内容で設置すること。

ただし、詳細な調査が必要な部分については、想定で計画をすること。

参考：（「都市計画法による開発許可制度と開発許可申請の手引き」（令和４年４月熊本県土木部建築住宅局建築課）

（URL http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/4629.html）

（５）その他

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成１９年政令第３９５号）に基づく保険加入又は供託の手続等を行うこと。

保険の加入者は、第４応募者の要件、２参加資格要件、（４）売買事業者とする。

７　住宅等の建設費

（１）事業者の提案額等

提案する売買価格（以下「提案売買価格」という。）については、別表２に定める額を参照し、金額欄に上限額と明記している項目の提案売買価格は、当該金額を上限とすること。なお、提案売買価格には、売買事業者の費用を含む。

（２）住宅等の売買価格

売買価格は、選定事業者の提案売買価格を参考とし、村と選定事業者とで協議の上、売買契約の締結時までに確定するものとする。

また、売買契約に当たっては、選定事業者が作成した設計図書及びその他成果品に基づき、村が精査し、売買価格が適正であると認めた上で、締結するものとする。

第３　提案内容

１　提案の範囲

本事業においては、住宅等の供給体制や住まい、まちづくりへの提案、住宅等の提案建設工期や売買価格、その他本事業に関する独自提案を求め、総合的に審査するものとする。

なお、提案にあたっては提案内容に沿った提案売買価格とし、事業費の削減に努めること。

２　提案の項目

（１）住宅等の供給体制に関すること

本事業における住宅等の供給体制、住宅供給体制の確実性を提案すること。

（提案の視点）

①　県内の住宅生産者が連携した住宅等の供給体制（設計事務所、施工者、木材供給事業者、宅地建物取引業者、建材業者等の連携・協力）

②　住宅等供給体制の確実性（人員及び資材確保等を含めた具体的な施工体制）

（２）住まい、まちづくりに関すること

団地全体の配置計画や住戸計画、入居者間や周辺住民とのコミュニティについて配慮したことや、高齢者や多様な世帯への入居に関し配慮したことを提案すること。

また、住棟の配置計画図及び本要領で示す要求性能水準等を満たす住宅の平面図、立面図等を提案することとし、Ａ～Ｂタイプ住戸を各１戸計画すること。

（提案の視点）

①　団地全体の配置計画などに関する配慮

②　住戸計画のコンセプト（住戸の住まい方など高齢者を含む多様な世代の入居に関する配慮など）

③　入居者間や周辺住民とのコミュニティに関する配慮

④　県産資材（木材や畳表など）の積極的な活用

⑤　環境負荷やライフサイクルコストの低減、維持保全の容易さについて

⑥　景観や周辺環境との調和（屋根素材や色彩など）について

（３）住宅等の建設工期に関すること

住宅等の建設工期を提出書類説明書の様式３－４「建設工期・売買価格提案書」により提案すること。

（建設工期についての留意点）

①　建設工期とは、事業着手日から基本協定書（案）第２３条第１項の完成検査が完了する日までとする。

②　事業着手日は、令和５年３月３１日（金）（選定事業者決定予定日）に設定して、建設工期を提案すること。

③　売買契約の際に工期の根拠となるため、実現可能な建設工期を記入する。

④　売買契約の締結は、村議会の議決が必要となるため、設計確認から売買契約までは、３０日の期間を見込み、建設工期を提案すること。（様式３－６「事業工程表」にこの期間を明示すること。）

⑤　現地建設工事着手は、令和５年８月下旬からに設定すること。

⑥　様式３－６「事業工程表」と整合させるものとし、調査（地質調査等）、設計（基

本設計及び実施設計)、住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の規定に基づく設計及び建設住宅性能評価)、その他本事業に係る全ての審査等に要する期間を含めること。

地縄張り作業や丁張り作業、仮設物（仮設トイレ・仮設事務所・仮囲い等）設置作業期間及び年末年始等の休工日を含めること。

⑦　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）及び働き方改革の推進等を遵守した建設工期を提案すること。

（４）売買価格に関すること

設計・工事監理費を含む住宅本体の売買価格並びに附帯施設及び共同施設の売買価格を提出書類説明書の様式３－４「建設工期・売買価格提案書」により提案すること。

第４　応募者の要件

１　共通事項

（１）応募者の構成等

①　応募者は、②に掲げる事業者で構成される連合体とし、連合体には、④に規定する代表事業者を定めること。ただし、応募者が１の事業者で構成される場合には、この限りでない。

②　応募者は、次の事業者で構成すること。

１）住宅等を設計する事業者（以下「設計事業者」という。）

２）住宅等を工事監理する事業者（以下「工事監理事業者」という。）

３）住宅等を建設する事業者（以下「建設事業者」という。）

４）住宅等を売却する事業者（以下「売買事業者」という。）

③　連合体を構成する事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、密接な資本関係があり、事実上一体の事業者とみなすことができる場合で、２参加資格要件の（１）から（４）の複数の要件を満たす者は、当該業務を兼ねることができる。

④　代表事業者は、次に掲げる者とする。

１）代表事業者は、建設事業者であること。

２）代表事業者は、本事業への応募手続を代表して行う。

３）選定事業者となった場合は、代表事業者は事業期間中、連合体の代表として事業全体の統括管理のほか、村、県及び関係機関との報告、協議及び調整等を行う。

⑤　構成事業者は、他の提案を行う応募者の構成事業者になることはできない。

（２）応募者の共通の資格要件

次に掲げる項目に該当する者は、応募者の構成員になれないものとする。

①　成年被後見人

②　民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第１１条に規定する準禁治産者

③　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

④　民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得て

いない者

⑥ 破産者で復権を得ない者

⑦ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

⑧ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条第３項又は５項の規定による営業停止命令を受けている者

⑨ 宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第６５条第２項又は第４項の規定による業務の停止命令を受けている者

⑩ 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２６条第２項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者

⑪ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第４１条第１項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第１９９条第１項の更生計画の認可の決定があった場合を除く。

⑫ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第３３条第１項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第１７４条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

⑬ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）第３８１条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第１０７条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者

⑭ 破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。

⑮ 過去１年間の国税、地方税その他公租公課について滞納している者

⑯ 球磨村工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者

⑰ 球磨村工事等請負・委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の有資格者以外の者であって、球磨村工事請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の別表に掲げる行為（応募書類の受付日から当該別表に掲げる行為毎に、対応する期間を遡った日以後のものに限る。）を行った者

⑱ 球磨村暴力団排除条例（平成２３年球磨村条例第１１号）第９条の規定による排除措置を受けている者

２　参加資格要件

応募者は、事業を適切に実施できる能力を備える者であり、応募書類等の受付日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

（１）建設事業者

次の要件を満たしていること。複数の事業者で業務を分担する場合も、次のすべての要件を満たす者であること。

① 熊本県内に本店、支店又は営業所を置いていること。

② 建設業法に基づく建設業許可（建築工事業）を受けていること。

③ 元請けとして次の施工実績を有すること。

木造住宅の新築工事（延べ面積７０㎡以上）を年間４棟以上（平成２５年１月１日から令和４年１２月３１日までの１０年間で完了したものにおいて最も実績のある１２か月間での棟数）

④ 連合体の場合の上記③の施工実績は、各構成事業者が有する実績（各１棟以上）の総和とすることができる。なお、各構成事業者で同じ期間（１２ヵ月間）の実績を合算することができる。

（２）設計事業者

次の要件を満たしていること。複数の事業者で業務を分担する場合も、次のすべての要件を満たす者で構成すること。

① 熊本県内に本店、支店又は営業所を置いていること。

② 建築士法の規定による建築士事務所登録を受けていること。

③ 建築士事務所として、平成２５年１月１日から令和４年１２月３１日までの１０年間に元請けとして受注し完了した、木造住宅（延べ面積７０㎡以上）の新築設計の実績を有すること。

④ 設計及び工事監理業務は、それぞれ異なる構成事業者が担当することができる。

（３）工事監理事業者

次の要件を満たしていること。複数の事業者で業務を分担する場合も、次のすべての要件を満たす者で構成すること。

① 熊本県内に本店、支店又は営業所を置いていること。

② 建築士法の規定による建築士事務所登録を受けていること。

③ 建築士事務所として、平成２５年１月１日から令和４年１２月３１日までの１０年間に元請けとして受注し完了した、木造住宅（延べ面積７０㎡以上）の新築工事監理の実績を有すること。

④ 設計及び工事監理業務は、それぞれ異なる構成事業者が担当することができる。

（４）売買事業者

次の要件を満たしていること。複数の事業者で業務を分担する場合も、次のすべての要件を満たす者であること。

① 熊本県内に本店、支店又は営業所を置いていること。

② 宅地建物取引業法第３条に基づく免許を有すること。

第５　応募の手続

１　公募の方法

（１）募集要領等の公表

① 公表日　：令和５年１月６日（金）

② 公表方法：ホームページで公表するとともに、本要領第６に記載する村の担当窓

口で配布する。

③　配布期間：令和５年１月６日（金）から令和５年１月３１日（火）まで
（開庁日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

（２）説明会の開催

①　開催日時：令和５年１月１９日（木）午前１１時から（午前１０時４０分から受付）

②　開催場所：球磨村役所場　３階　会議室

③　申込方法：「事業者募集要領等に関する説明会参加申込書」を電子メールで提出すること。

④　申込期限：令和５年１月１２日(木)から令和５年１月１８日(水)午後５時まで

⑤　申 込 先：本要領第６に記載する村の担当窓口とする。

２　質問の受付

（１）参加表明に関する質問

①　提出期間：令和５年１月１２日(木)から令和５年１月３１日(火)午後５時まで

②　提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、「参加表明に関する質問書」に記入し、電子メールにて提出すること。（電話、ファックス等による質問は受け付けない。）

③　提出先　：本要領第６に記載する村の担当窓口とする。

④　回答　　：令和５年２月３日（金）までにホームページに掲載する。

（２）事業者募集要領等に関する質問（第１回）

①　提出期間：令和５年１月１２日(木)から令和５年１月３１日(火)午後５時まで

②　提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、「事業者募集要領に関する質問書」に記入し、電子メールにて提出すること。（電話、ファックス等による質問は受け付けない。）

③　提出先　：本要領第６に記載する村の担当窓口とする。

④　回答　　：令和５年２月３日（金）までにホームページに掲載する。

（３）事業者募集要領等に関する質問（第２回）

①　提出期間：令和５年２月１４日(火)から令和５年２月２１日(火)
午後５時まで

②　提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、「事業者募集要領に関する質問書」に記入し、電子メールにて提出すること。（電話、ファックス等による質問は受け付けない。また、質問は応募者に限る。）

③　提出先　：本要領第６に記載する村の担当窓口とする。

④　回答　　：令和５年２月２４日（金）までにホームページに掲載する。

（４）参加表明書又は提案書の提出に関する相談

相談とは、様式における記載内容、記入方法、添付書類に関する事に限る。

①　相談期間：参加表明書
令和５年１月１２日(木)から令和５年１月３１日(火)まで
提案書　令和５年３月６日(月)から令和５年３月１３日(月)まで

② 相談時間：電話、面談による相談は、開庁日の午前９時から午前１１時まで及び午後１時から午後４時までに行うこと。

③ 相談方法：電子メール、ファックス、電話、面談によること。

④ 相談先　：本要領第６に記載する村の担当窓口とする。

⑤ 回答　　：相談者に対して個別に回答し、公表する必要がある場合を除きホームページへの掲載は行わない。

３　応募の方法

（１）参加表明書の提出

① 提出方法：様式２－１から様式２－９までの正本１部を、簡易書留郵便又は持参により提出すること。

② 提出期間：令和５年１月１２日（木）から令和５年２月６日（月）まで
簡易書留郵便の場合は、令和５年２月６日（月）必着
持参の場合は、開庁日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までに提出すること。

③ 提出先　：本要領第６に記載する村の担当窓口とする。

④ その他　：受理された参加表明書の修正（書類の追加・除却等を含む。）は一切認めない。

⑤ 参加資格審査の結果の公表:参加資格審査の結果は、令和５年２月１０日（金）に応募者に文書で通知し、併せて参加表明の有無をホームページで公表する。（電話等による問い合わせは不可とする。）

（２）提案書の提出

① 提出方法：様式３－１から様式３－６までの正本１部、副本４部、電子データ（MicrosoftWord 形式及び AdobePDF 形式）を、簡易書留郵便又は持参により提出すること。電子データは CD 又は DVD のディスク媒体で提出すること。
なお、提出された提案書については、返却しないものとする。

② 提出期間：令和５年３月６日（月）から令和５年３月１３日（月）まで
簡易書留郵便の場合は、令和５年３月１３日（月）必着
持参の場合は、開庁日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までに提出すること。

③ 提出先　：本要領第６に記載する村の担当窓口とする。

④ その他　：受理された提案書の修正（書類の追加・除却等を含む。）は一切認めない。

（３）応募に当たっての留意事項

① 応募者は、実施要項、本要領、提出書類説明書（様式集）、事業者審査基準、基本協定書（案）及び売買契約書（案）の記載内容を承諾した上で応募すること。

② 応募書類の作成及び提出などに応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

③ 応募者は、公正に手続を行わなければならない。

④ 本事業を公正に実施することができないと認められるとき、又は、災害その他やむを得ない理由がある場合には、本事業の実施を延期又は中止することがある。

（４）提案書の取扱い

① 提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、応募者は、村に対し、提案書の内容を

自由に公表することを許諾しなければならない。

② 応募者は提案書の作成に当たり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

③ 村が提供する資料は、提案書の作成以外の目的に使用することはできない。

4　選定事業者の決定

（1）審査体制

村は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置し、別に定める事業者審査基準により、応募内容の審査を非公開により行う。

（2）選定方法

本審査は、参加資格審査、第１段階審査、第２段階審査に分けて実施し、その評価に応じ、選定事業者及び次点事業者を選定する。

①　参加資格審査

村（事務局）が本要領第４の１⑵応募者の共通の資格要件及び２参加資格要件について審査する。１つでも要件を満たしていない場合は、失格とする。

②　第１段階審査

村が、基本的事項、建設工期、売買価格、資金調達の適格審査を行い、いずれか１つでも要件を満たしていない場合は、失格とする。

③　第２段階審査

事業者選定委員会において、住宅等の供給体制、住まい、まちづくりへの提案、建設工期、売買価格を総合的に審査する。

事業者選定委員会は、応募者より提案内容の説明を受け、質疑を行う。

１）日時、会場：令和５年３月１６日（木）以降予定（令和５年３月１４日（火）までに、代表事業者へ開催日時、会場を別途通知します。）

２）説明、質疑応答：準備時間５分、提案説明２０分、質疑応答２０分。ただし、応募が多い場合は、提案説明及び質疑応答の時間を短縮する場合があります。

３）出席者：応募者から５名以内、代表事業者から必ず１名以上参加すること。

４）提案説明：応募者が特にアピールしたい点等について説明してください。
プレゼンテーション用ソフトや模型の使用も可としますが、提案書に基づくものとし、新たな提案等は行わないこと。新たな提案を行った場合、失格とする場合もあります。
スクリーン及びプロジェクターは事務局にて準備しますが、それ以外は応募者にて準備すること。

（3）第１段階審査及び第２段階審査の結果の公表

第１段階審査及び第２段階審査の結果は、令和５年３月３１日（金）までに応募者に文書で通知し、併せてホームページで公表する予定である。（電話等による問い合わせは不可とする。）

（4）選定事業者の決定

村は、実施要項第１０条の規定に基づき、選定事業者と協議し、基本協定を締結する。

（５）その他

① 村は、応募者が故意に選定委員に接触するなど、不正行為を行ったと認められる場合は、その応募者による応募は無効とする。

② 応募者がいない場合、審査において全ての応募者が失格となった場合、又は、第２段階審査において評価点が６０点以上となる応募者がいない場合は、選定事業者を決定しないこととし、その旨を応募者に文書で通知する。

第６　その他

１　基本協定、売買契約に関する事項

（１）村は、提案内容に基づき選定事業者と協議を実施し、事業の実施内容を明確にした科目別内訳書を選定事業者から受理した上で、基本協定を締結するものとする。また、売買契約の締結は、設計内容に即した細目別内訳書を選定事業者から受理した上で、締結するものとする。

（２）基本協定書（案)、売買契約書（案）の内容は、村と選定事業者とが協議を行って、修正を行うことができる。

（３）基本協定及び売買契約の締結について、選定事業者が実施する内容検討、書類作成等に要する弁護士費用、印紙代等の一切の費用は、選定事業者の負担とする。

２　リスク分担に関する事項

（１）基本的な考え方

本事業においては、村と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、低廉で良質な住宅等が提供されることを優先するものとする。

（２）予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容及び村及び選定事業者による分担の考え方は、「別表４－主要リスク分担表」のとおりとする。

基本協定締結から契約締結に至るまでの、建設物価の価格変動に関するものは、事業者のリスクとする。（資材価格変動が 5%以上のものは除く。）

３　関係法令等

本業務の実施に当たって適用すべき基準及び遵守すべき法令等は次のとおりとする。

（１）遵守すべき法令等

・小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成９年建設省住整発第４６号）
・建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
・建築士法（昭和２５年法律第２０２号）
・建設業法（昭和２４年法律第１００号）
・宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）
・都市計画法（昭和４３年法律第１００号）
・宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）
・農地法（昭和２７年法律第２２９号）
・森林法（昭和２６年法律第２４９号）
・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）

・水道法（昭和３２年法律第１７７号）
・下水道法（昭和３３年法律第７９号）
・浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）
・ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）
・電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）
・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）
・消防法（昭和２３年法律第１８６号）
・振動規制法（昭和５１年法律第６４号）
・水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）
・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
・大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）
・電波法（昭和２５年法律第１３１号）
・廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）
・文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）
・労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）
・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成６年法律第４４号）
・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）
・個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）
・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成１９年法律第６６号）
・景観法（平成１６年法律第１１０号）
・屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）
・手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成２１年４月策定）
・土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）
・道路法（昭和２７年法律第１８０号）
・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）
・砂防法（明治３０年３月３０日法律第２９号）
・その他関係諸法令及び関連諸規程。

（２）適用基準等
・熊本県災害公営住宅等整備基本理念（令和３年４月１日施行）
・熊本県災害公営住宅等整備指針（令和３年４月１日施行）
・熊本県災害公営住宅等整備指針運用基準（平成２９年２月１４日施行）
・球磨村災害公営住宅等設計標準（令和３年１０月）

４　その他必要な事項

本事業に関する情報は、ホームページ等により適宜提供する。

５　村の担当窓口

本事業に関する村の担当窓口は次のとおりとする。

球磨村役場　復興推進課　企画調整係

〒８６９－８４０１　球磨村大字渡丙１７３０番地

TEL：０９６６－３２－１１１４　FAX：０９６６－３２－１１４１

電子メールアドレス：h-utinuno@vill.kuma.lg.jp

ホームページ：球磨村トップページより検索　「小規模改良住宅」

【別表１】

調査等業務の内容

	調査名	実施内容等	備　考
1	地質調査	敷地の土質強度等を的確に把握し、住宅の基礎構造設計を適切に行うため、次の調査を実施すること。 ①調査 スウェーデン式サウンディング調査（住戸の4隅付近を含め、1 住戸あたり4箇所程度）等 ②解析等 上記調査で得られた資料を基に、地質・土質を適切に解析し、報告書として取りまとめて提出する。	
2	室内空気中の化学物質の濃度測定	住宅の室内空気質は、厚生労働省が公表している濃度指針値以下とすることとし、測定は、工事完了後に、工事施工者等が実施する。 ①測定物質 1) ホルムアルデヒド 2) トルエン 3) キシレン 4) エチルベンゼン 5) スチレン ②測定箇所数 各タイプの住戸で、各住戸2室以上の居室で測定する。 ③その他 採取の条件・方法等は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準による。	

【別表２】

事業者の提案額等

	項　目	対　象	金　額	
1	設計･工事監理費	設計費、工事監理費 ※【別表1】の調査等業務含む。 ※外構に関するものを含む。	上限額	8，000千円
2	住宅本体工事費	住宅本体(7戸) Ａタイプ２ＬＤＫ　3戸　６０～６５㎡ Ｂタイプ３ＬＤＫ　4戸　７０～７５㎡ ※ 杭工事、地盤改良工事は含まない。 ※ 汚水･雨水の第１次枡以降の排水施設整備費は含まない。	上限額	130，000千円
3	住宅の杭又は地盤改良工事費		近隣の既存地質調査資料はないため、想定した額を提示すること。	
4	外構･附帯施設工事費 敷地整備費	駐車場、共用通路、ゴミ置き場、側溝、汚水･雨水の第1次枡以降の排水施設(共用通路の雨水排水用浸透桝、浄化槽を含む)、配管･配線施設、不用土場外搬出処分、ソーラーパネル付き街路灯、その他外構（フェンス等安全施設を含む）敷地整備などの工事費	上限額	56，570千円

・上記金額には、消費税を含む。
・上記各項目の金額には、売買事業者の住宅等の売買、引渡し費用を含む。
・上記金額には、住宅性能評価等に関する申請手数料は含まない。申請手数料の確定後に村と協議し売買代金に含めるものとする。
・上記金額には、給水装置負担金は含まない。
・上記金額には、事業者の独自提案を含む。
・選定事業者は基本協定締結までに、事業の実施内容を明確にした科目別内訳書を提出すること。

【別表３】

応募書類リスト

１　説明会及び質問

名　称	様　式
事業者募集要領等に関する説明会参加申込書	1-1
参加表明に関する質問書	1-2
事業者募集要領等に関する質問書	1-3

２　応募資格の適格審査

名　称	様　式
参加表明書（単独事業者用、連合体用）	2-1
委任状 （商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）の写し、印鑑登録証明書の写し）	2-2
参加事業者構成表 （納税証明書（所得税・法人税・消費税・県民税・事業税）の写し）	2-3 ①、②
参加事業者連絡先一覧表	2-4
参加資格確認調書（単独事業者）	2-5 ①、②
参加資格確認調書（設計事業者）	2-6
参加資格確認調書（工事監理事業者）	2-7
参加資格確認調書（建設事業者）	2-8
参加資格確認調書（売買事業者）	2-9

３　提案書

名　称	様　式
提案書提出書（単独事業者用、連合体用）	3-1
応募者の適格審査チェックリスト	3-2
住宅等の供給体制及び住まい、まちづくりに対する提案書	3-3 ①～④
建設工期・売買価格提案書	3-4 ①、②
資金調達計画書	3-5
事業工程表	3-6

【別表４】

主要リスク分担表

○：主負担（リスクが顕在化した場合に原則として負担を行う。）

△：従負担（リスクが顕在化した場合の負担が主負担に比べて少ない、又は限定的に負担を行う。）

	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				村	事業者
1 共通	提供情報リスク		募集要領等記載内容の誤り及び変更等	○	
	契約リスク		上記以外の村の事由による契約締結の遅延・中止	○	
			事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○
	応募リスク		応募費用に関するもの		○
	制度関連リスク	政治・行政	本事業に直接的影響を及ぼす村に関わる政策の変更・中断・中止	○	
		法制度	事業に関わる法令の変更、新たな規制法の成立	○	
			上記以外の法令の変更		○
		許認可	事業に必要な許認可の取得遅延又は取得困難		○
			村の事由による事業者の許認可取得の遅延	○	
		税制度	消費税の範囲変更及び税率変更等	○	
			法人の利益や運営に係る税制の新設・変更等		○
			建物所有に関する税制の新設・変更等 （住宅等の村への所有権移転前）		○
			事業に直接的影響を及ぼす税制の新設・変更	○	
			上記以外の法人税の新設・変更等		○
	社会リスク	住民対応	入札説明書等に記載されている範囲のもの	○	
			提案内容に係るもの		○
		第三者賠償	業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○
		環境問題	工事等による騒音・振動・地盤沈下・地下水断絶、大気・水質汚染、臭気、電波障害等に関する対応		○
	債務不履行リスク		村の債務不履行による中断・中止	○	
			事業者の債務不履行による中断・中止		○
	不可抗力リスク		天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	○	△
	経済リスク	資金調達	事業の実施に必要な資金調達・確保		○
		金利	金利変動		○
	発注者責任リスク		要求水準の不備、変更による契約内容の変更	○	
			事業者の指示・判断の不備、契約内容の変更		○
	測量・調査リスク		村が実施した測量・調査に関するもの	○	
			事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
			地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財の発見により新たに必要となった測量・調査に関するもの	○	△

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			村	事業者
2小規模改良住宅整備	設計変更リスク	村の提示条件の不備、要求水準の変更によるもの	○	
		事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○
		村による開発の影響によるもの	○	
	用地の確保リスク	事業用地の確保等に関するもの	○	
		事業用進入路や資材置き場等確保に関するもの		○
	用地の瑕疵リスク	文化財に関するもの	○	
		土壌汚染に関するもの	○	
		上記以外の地盤沈下・地質障害・地中障害物その他の予見できないことに関するもの	○	
	工期変更（工事遅延）リスク	村の指示及び村の責めに帰すべき工期変更、引渡しの遅延	○	
		事業者の責めに帰すべき工期変更、引渡しの遅延		○
	建設コスト（工事費増大）リスク	村の指示及び村の責めに帰すべき工事費の増大	○	
		上記以外の事業者の責に帰すべき工事費の増大		○
	建設物価変動リスク	建設物価の価格変動に関するもの　基本協定締結から契約書締結に至るまでの、建設物価の価格変動に関するものは、事業者のリスクとする。（資材価格変動が５％以上のものは除く。）		○
	工事監理リスク	工事監理の不備によるもの		○
	住民対応リスク	建設に伴う周辺環境等の変化に係る苦情処理等		○
	警備リスク	設備・原材料の盗難・損傷により費用増加及び遅延が生じたもの		○
	第三者使用に伴うリスク	請負人の使用に関するもの		○
	要求水準未達成リスク	施設完成後、村による検査で発見された要求水準の不適格・施工不良に関するもの		○
	支払遅延・不能リスク	住宅等整備費の支払の遅延・不能に関するもの	○	
	施設損傷リスク	引渡し前に工事目的物や材料などに生じた損傷		○
	瑕疵担保リスク	瑕疵担保期間中に発見された瑕疵又は施設の隠れた瑕疵の担保責任		○
	工事の中止リスク	村の指示による工事の中止	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による工事の中止		○
	安全管理リスク	建設工事中に事故や第三者への損害が生じ、費用増加及び遅延が生じたもの		○
3その他	事業終了リスク	終了手続に伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続に伴う評価損益等		○

案内図（広域）

別図１

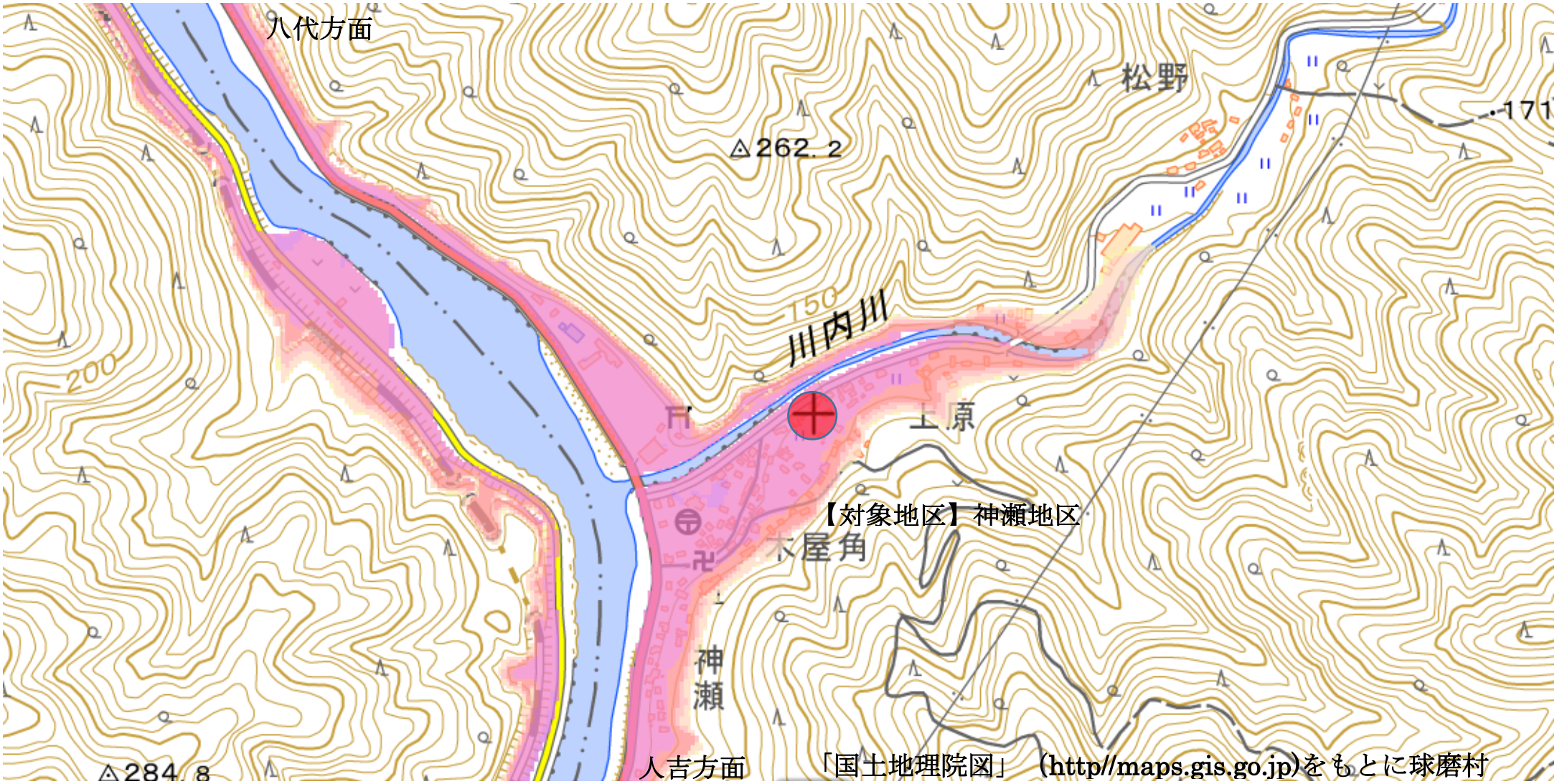
八代方面
松野
△262.2
150
川内川
200
上原
【対象地区】神瀬地区
大屋角
神瀬
△284.8
人吉方面
「国土地理院図」（http//maps.gis.go.jp)をもとに球磨村

公図の写し

別図２

地籍集成図

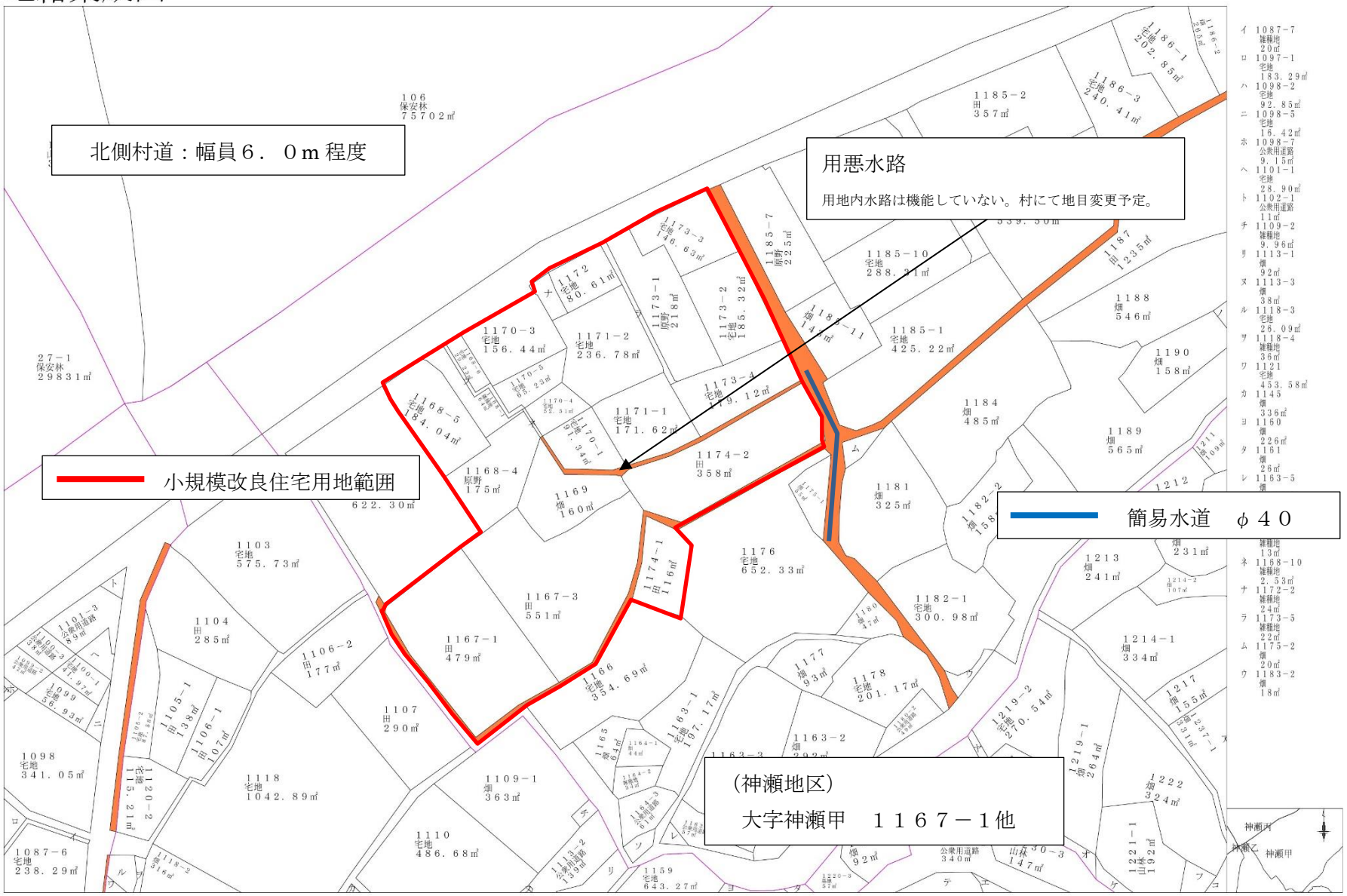

作成者：球磨村税務住民課税務係　縮尺：１／８００　作成日：令和　４年１２月１８日

敷地図

別図３

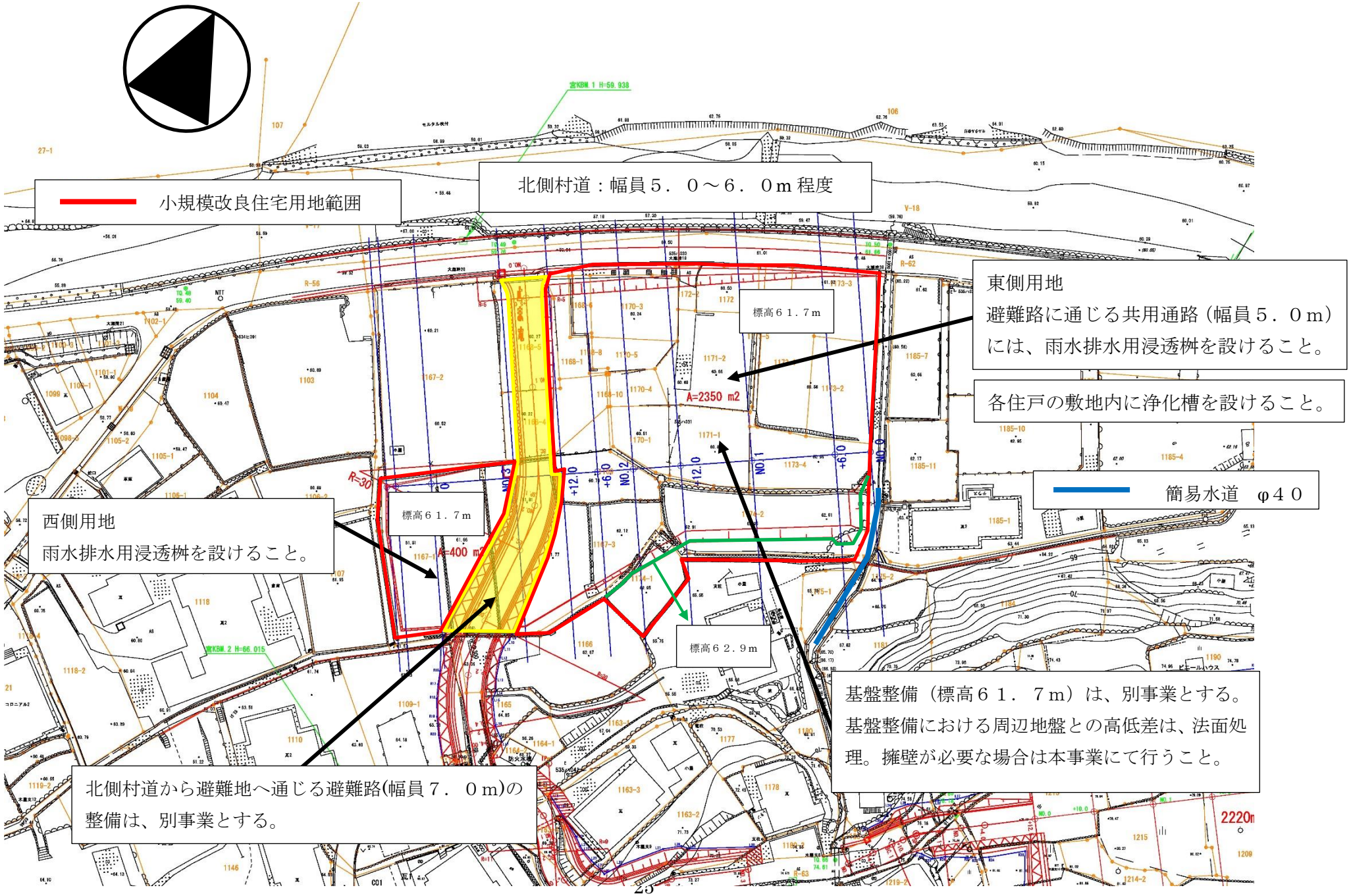
小規模改良住宅用地範囲
北側村道：幅員５．０～６．０ｍ程度
東側用地
避難路に通じる共用通路（幅員５．０ｍ）には、雨水排水用浸透桝を設けること。
各住戸の敷地内に浄化槽を設けること。
簡易水道　φ４０
西側用地
雨水排水用浸透桝を設けること。
標高６１．７ｍ
標高６１．７ｍ
標高６２．９ｍ
A=2350 m2
A=400 m2
基盤整備（標高６１．７ｍ）は、別事業とする。
基盤整備における周辺地盤との高低差は、法面処理。擁壁が必要な場合は本事業にて行うこと。
北側村道から避難地へ通じる避難路(幅員７．０ｍ)の整備は、別事業とする。

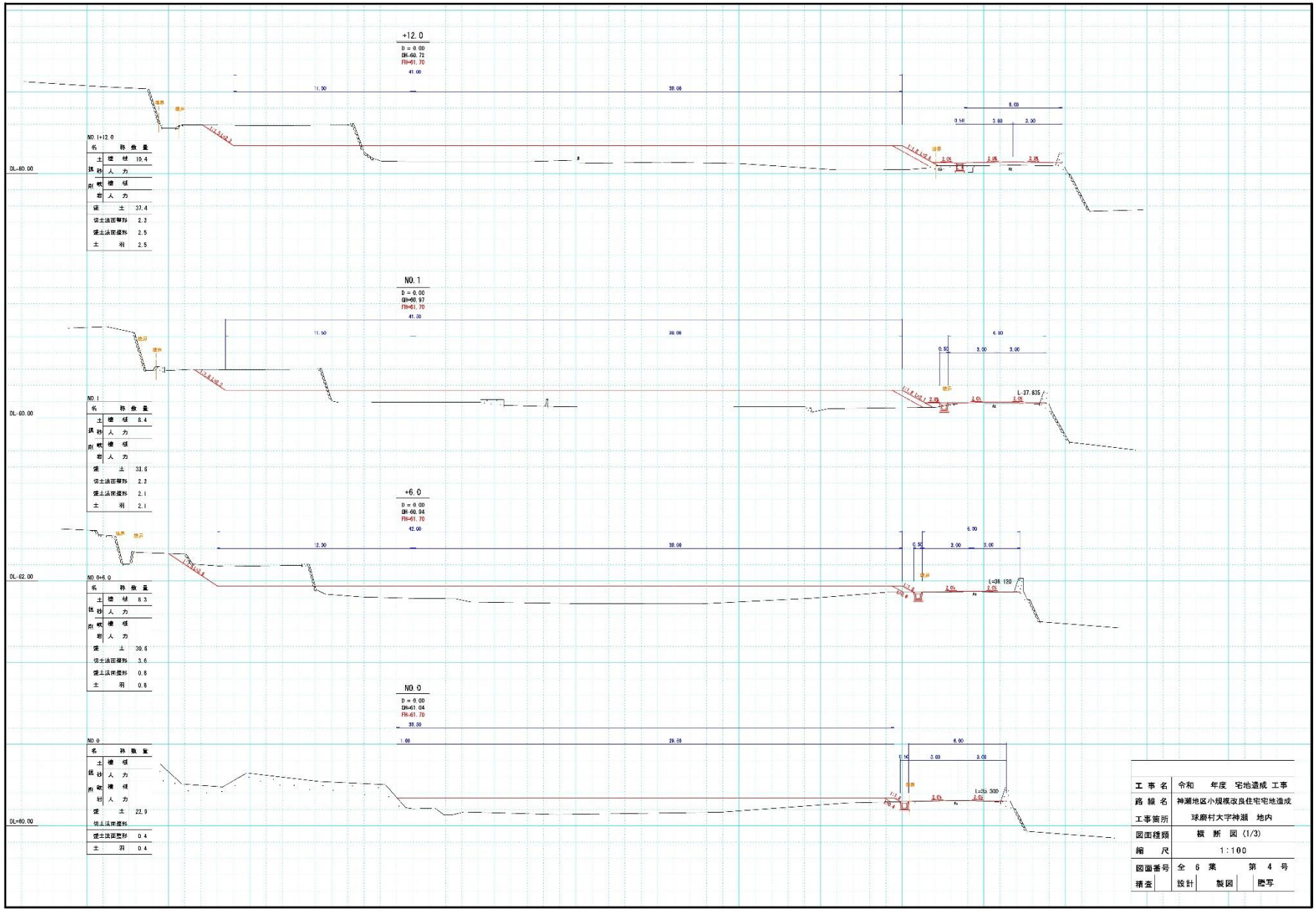
+12.0
D = 0.00
DH=60.72
FH=61.70
41.00
11.00
38.00
8.00
0.50
3.00
3.00
DL=60.00
NO.1+12.0
名 称 数 量
土 建 材 10.4
砂 人 力
砂 建 材
岩 人 力
建 土 37.4
切土法面整形 2.3
盛土法面整形 2.5
土 羽 2.5
NO.1
D = 0.00
DH=60.97
FH=61.70
41.00
11.50
38.00
6.00
0.50
3.00
3.00
L=37.835
DL=60.00
NO.1
名 称 数 量
土 建 材 8.4
砂 人 力
砂 建 材
岩 人 力
建 土 33.6
切土法面整形 2.3
盛土法面整形 2.1
土 羽 2.1
+6.0
D = 0.00
DH=60.94
FH=61.70
42.00
12.00
38.00
6.00
0.50
3.00
3.00
L=36.120
DL=62.00
NO.0+6.0
名 称 数 量
土 建 材 8.3
砂 人 力
砂 建 材
岩 人 力
建 土 30.6
切土法面整形 3.6
盛土法面整形 0.8
土 羽 0.8
NO.0
D = 0.00
DH=61.04
FH=61.70
38.50
1.00
29.50
6.00
0.50
3.00
3.00
L=35.300
DL=60.00
NO.0
名 称 数 量
土 建 材
砂 人 力
砂 建 材
岩 人 力
建 土 22.9
切土法面整形
盛土法面整形 0.4
土 羽 0.4
工 事 名 令和 年度 宅地造成 工事
路 線 名 神瀬地区小規模改良住宅宅地造成
工事箇所 球磨村大字神瀬 地内
図面種類 横 断 図 (1/3)
縮 尺 1:100
図面番号 全 6 葉 第 4 号
積査 設計 製図 謄写

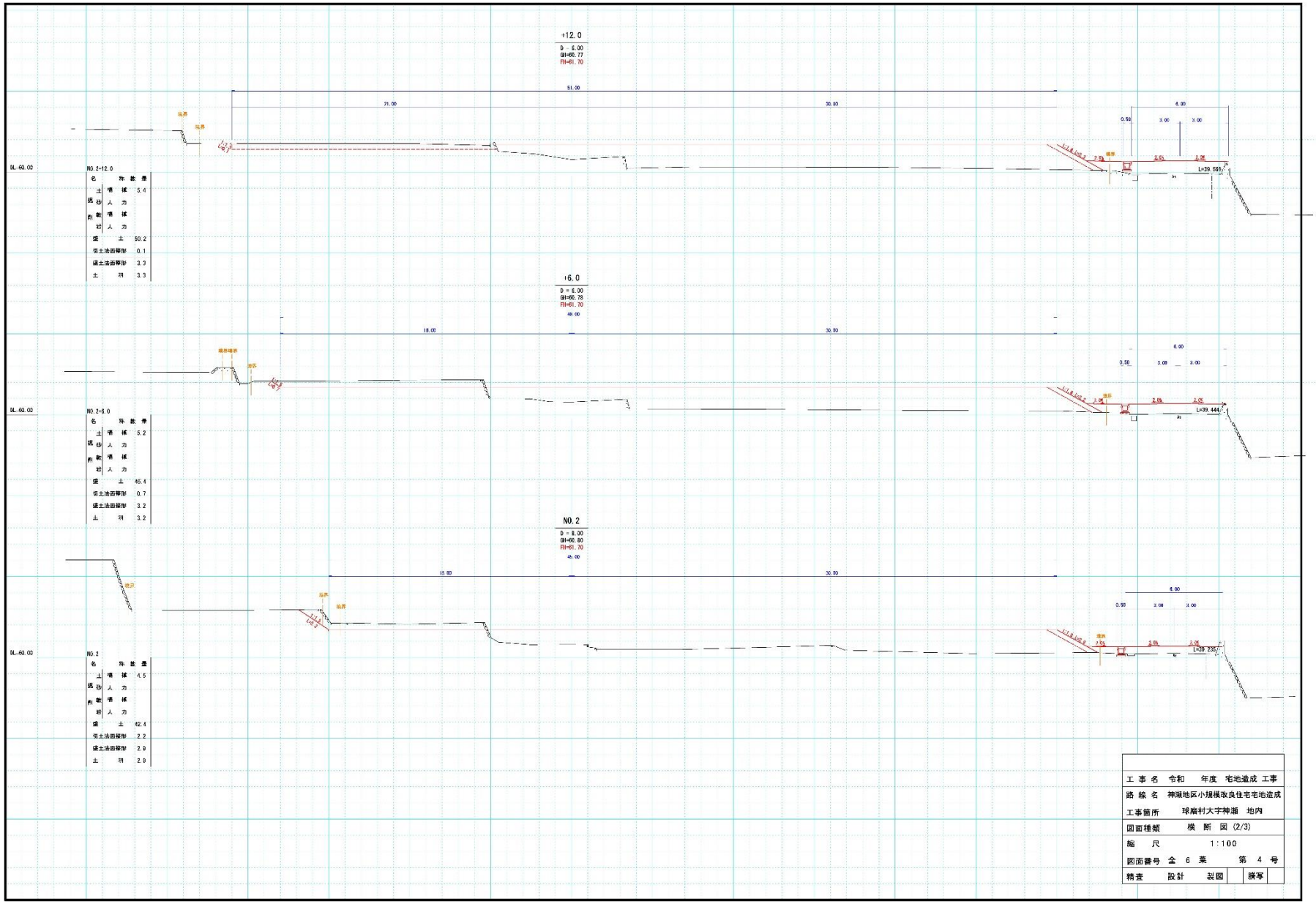
+12.0
D = 6.00
GH=60.77
FH=61.70
51.00
21.00
30.00
6.00
0.50
3.00
3.00
L=39.566
BL-60.00
NO.2-12.0
名 称 数 量
土 壌 械 5.4
砂 人 力
敷 壌 械
岩 人 力
盛 土 50.2
切土法面整形 0.1
盛土法面整形 3.3
土 羽 3.3
+6.0
D = 6.00
GH=60.78
FH=61.70
48.00
18.00
30.00
6.00
0.50
3.00
3.00
L=39.444
BL-60.00
NO.2-6.0
名 称 数 量
土 壌 械 5.2
砂 人 力
敷 壌 械
岩 人 力
盛 土 45.4
切土法面整形 0.7
盛土法面整形 3.2
土 羽 3.2
NO.2
D = 8.00
GH=60.80
FH=61.70
45.00
15.00
30.00
6.00
0.50
3.00
3.00
L=39.235
BL-60.00
NO.2
名 称 数 量
土 壌 械 4.5
砂 人 力
敷 壌 械
岩 人 力
盛 土 42.4
切土法面整形 2.2
盛土法面整形 2.9
土 羽 2.9
工 事 名 令和 年度 宅地造成 工事
路 線 名 神瀬地区小規模改良住宅宅地造成
工事箇所 球磨村大字神瀬 地内
図面種類 横 断 図 (2/3)
縮 尺 1:100
図面番号 全 6 葉 第 4 号
精査 設計 製図 謄写

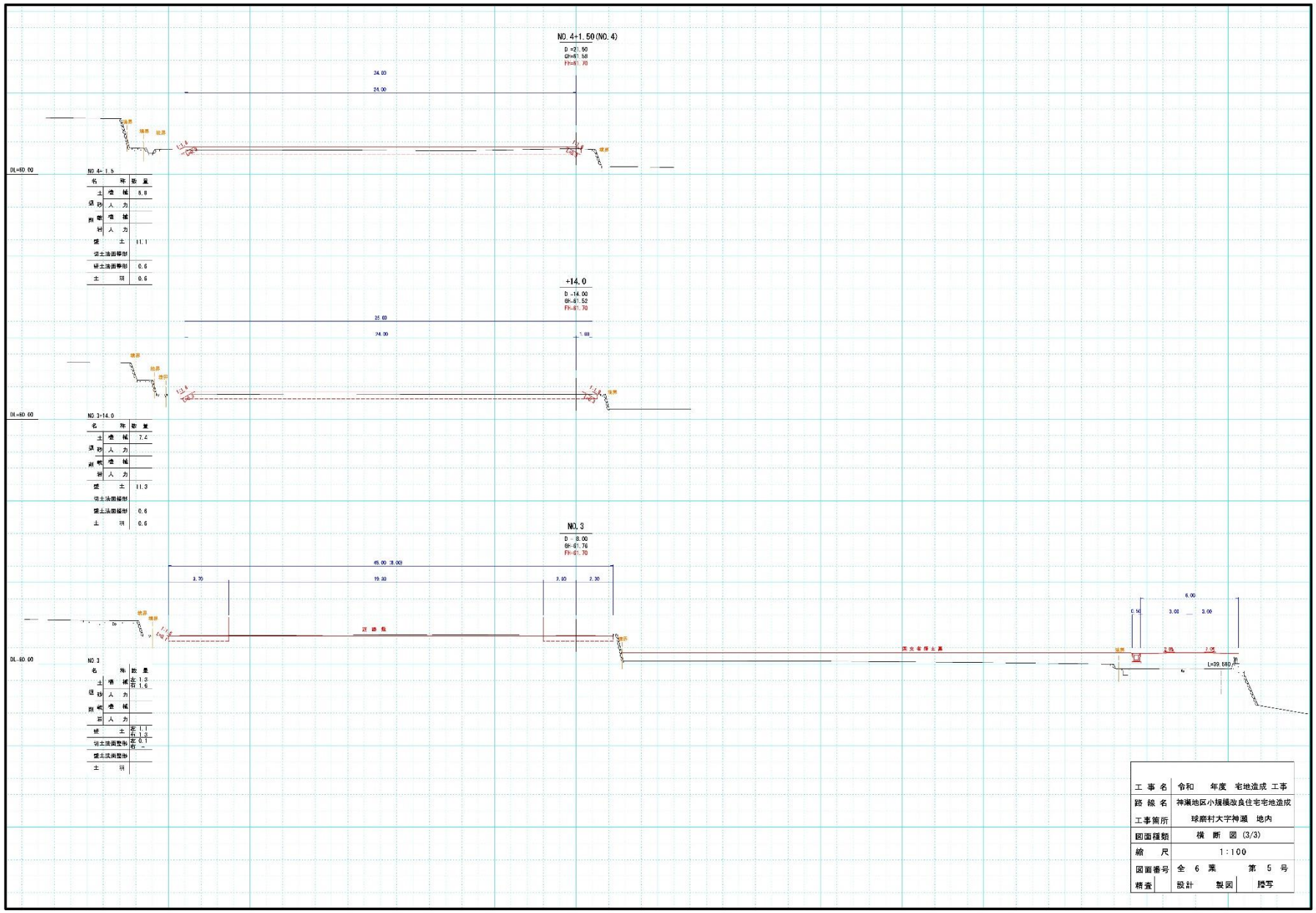
NO.4+1.50(NO.4)
D =21.50
GH=61.58
FH=61.70
24.00
24.00
DL=60.00
NO.4+1.5
名 称 数 量
土 壁 械 6.8
砂 人 力
敷 壁 械
砂 人 力
壁 土 11.1
切土法面整形
壁土法面整形 0.6
土 羽 0.6
+14.0
D =14.00
GH=61.52
FH=61.70
25.00
24.00
1.00
DL=60.00
NO.3+14.0
名 称 数 量
土 壁 械 7.4
砂 人 力
敷 壁 械
砂 人 力
壁 土 11.3
切土法面整形
壁土法面整形 0.6
土 羽 0.6
NO.3
D = 8.00
GH=61.76
FH=61.70
45.00 (8.00)
3.70
19.30
2.80
2.30
6.00
0.50
3.00
3.00
L=39.560
DL=60.00
NO.3
名 称 数 量
土 壁 械 左 1.3 右 1.6
砂 人 力
敷 壁 械
砂 人 力
壁 土 左 1.1 右 1.3
切土法面整形 左 0.1 右 -
壁土法面整形
土 羽
工 事 名 令和 年度 宅地造成 工事
路 線 名 神瀬地区小規模改良住宅宅地造成
工事箇所 球磨村大字神瀬 地内
図面種類 横 断 図 (3/3)
縮 尺 1:100
図面番号 全 6 葉 第 5 号
精査 設計 製図 謄写

洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
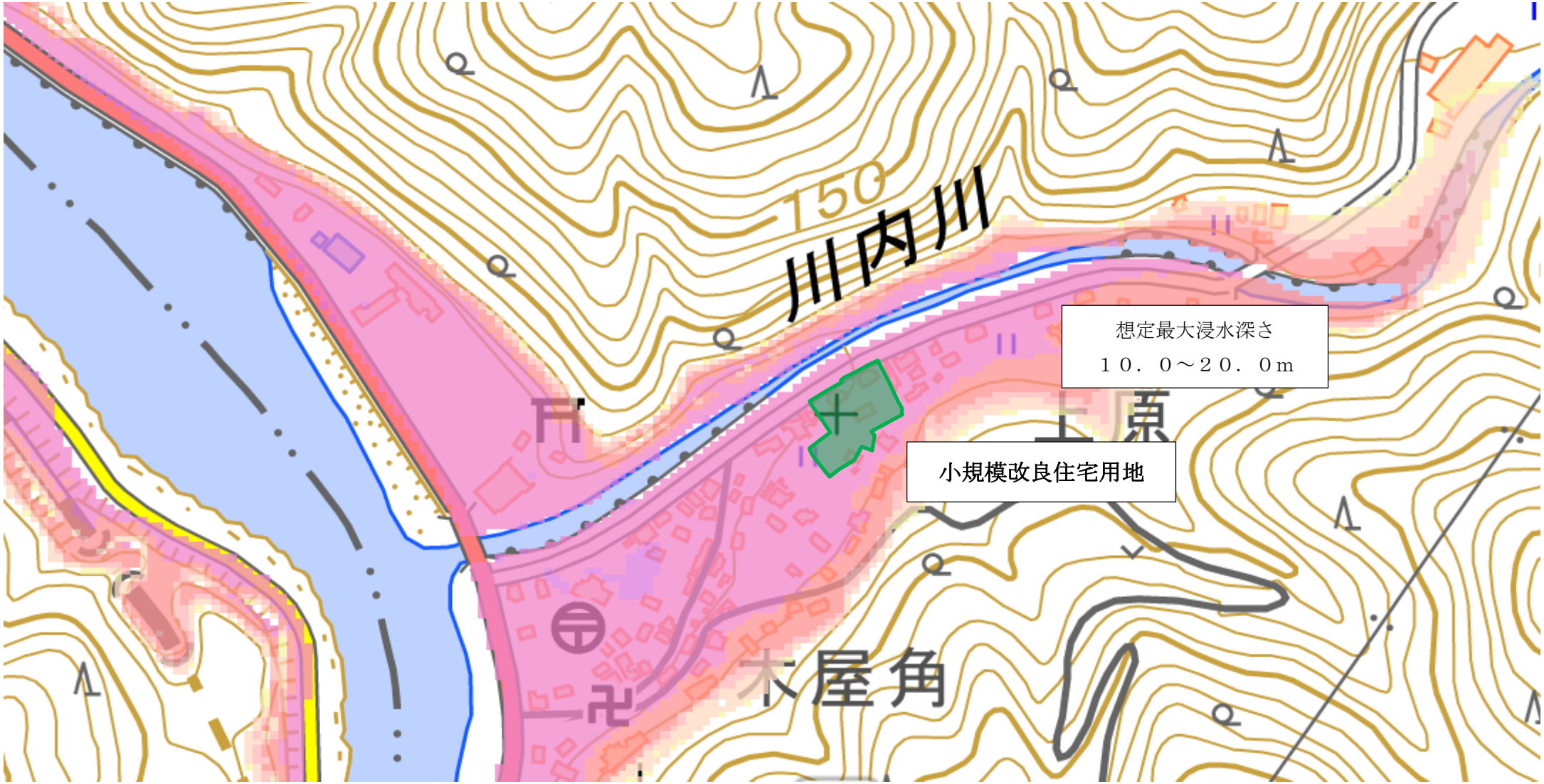
別図４